

香葉会会則

(総則)

第1条 本会は香葉会と称し、本部を関東学院大学人間環境学部内におく。
必要に応じ、支部を設けることができる。

(目的)

第2条 本会は関東学院建学の精神に則り、会員相互の親睦をはかり、母校の発展向上に積極的に協力し、もって文化発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達するために次の事業を行う。

会報の発行
会員名簿の管理
その他必要な諸事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

正会員 女子専門学校、女子高等学校及び別科、短期大学、同第2部卒業生、女子短期大学、同専攻科修了生、また前記各学校に1年以上在学した者で、会員の推薦を得て幹事会において承認された者。

特別会員 前項各学校の教職員であった者。学院関係者で幹事会において承認された者。

名誉会員 本会に特別な功労があった者で、幹事会において承認された者。

(役員)

第5条 本会には次の役員をおく。

会長	1名	副会長	1～2名
幹事長	1名	副幹事長	1名
幹事	若干名	会計	2名
監事	1～2名	顧問	若干名

第2項 書記は会長が出席者の中から指名する。

第6条 役員は次の方法によってこれを定める。

会長、副会長は正会員より選出する。

顧問は総会で承認し、会長が委嘱する。

幹事は会員より選出し、会長が委嘱する。

幹事長、副幹事長は幹事会において互選する。

会計は2名とし、幹事より互選する。

監事は会員より選出し、総会で承認し会長が委嘱する。
役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
役員に欠員を生じ、会長が必要と認めたときは、臨時に委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員職務は次の通りである。

顧問は会の諮問に応ずる。
会長は会務を統括し、本会を代表する。
副会長は常時会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。
幹事長は本会全般の会務を処理する。
副幹事長は常時幹事長を補佐し、幹事長事故ある時は幹事長の職務を代行する。
幹事は会務を処理する。
監事は本会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は次の通りとする。

幹事会 必要に応じて、会長がこれを招集する。

総会 年1回とし、会長がこれを招集する。

以上の議決は出席者の過半数をもって行う。

(会費)

第9条 正会員は年会費・賛助金を納入し、その金額及び納入方法は別に定める。

第10条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 会員は住所・氏名・職業等に関し、異動があった時はその都度本部に連絡をする。

第12条 本会則の改廃は幹事会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(付則)

本会則は、昭和45年 6月28日より実施する

本規則は、昭和53年 6月25日より改正実施する

本会則は、昭和59年 6月24日より改正実施する

本会則は、平成 8年11月 3日より改正実施する

本会則は、平成15年 6月 2日より改正実施する

本会則は、平成24年 5月19日より改正実施する

本会則は、平成30年 5月26日より改正実施する